

きのくに学びの日を定める要綱



〔きのくに学びの日を定める要綱〕を次のように定める。

（趣旨）

第1条 子どもや大人の教育に対する関心や理解を深め、学校、家庭及び地域が連携し、次代を担う子どもを育成するとともに、生涯にわたって自ら学び、ふるさとを愛する気運を醸成し、もって本県の教育の充実と発展を図るため、きのくに学びの日を設ける。

（きのくに学びの日）

第2条 きのくに学びの日は、11月1日とする。

（きのくに学び月間）

第3条 きのくに学びの日の趣旨にふさわしい取組を行う期間として、11月1か月間をきのくに学び月間とする。

（県の取組）

第4条 県は、市町村及び学校並びに教育に関係する機関及び団体等の協力を得て、きのくに学びの日の趣旨に沿った取組を実施するとともに、広く県内への普及を図り、県民による主体的な取組を促進するものとする。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、きのくに学びの日に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。